

# うきは市中小企業貸付金利子補給制度のご案内

うきは市では市内の中小企業者の経営に必要な事業資金の融資を促進し、経営健全化を図ることを目的に下記のとおり利子補給を行います。

## 【平成 29 年度版】

対象者	(1) 中小企業者で、うきは市に引き続き 6 ヶ月以上在住し経営を行う方 (2) 市税の滞納がない方 (3) 貸付金の返済能力がある方
利子補給率	<b>利子補給率：年 0. 9 0 % （貸付利率：年 0. 5 0 %）</b> ※本制度を利用した場合、本来の貸付利率は 1. 40% ですが、市内中小企業者を支援するためうきは市から 0. 90% を補助していますので、貸付利率は <u>年 0. 50%</u> になっています。
貸付限度額	一企業に対して 700 万円以内
貸付期間	7 年以内
貸付条件	(1) 借り換えの申込みは、現に借り受けている貸付金の 2 分の 1 以上の償還を終えていること。 (2) 連帯保証人：原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、信用保証協会の保証を要する。※信用保証協会の保証料は別途必要となります。 (3) 返済方法：月賦返済
貸付金融機関	福岡銀行吉井支店・杷木支店 筑後信用金庫吉井支店 西日本シティ銀行吉井支店・杷木支店 筑邦銀行吉井支店・杷木支店
申込時期	随時受付
申込み 受付機関	<u>うきは市商工会本所、吉井支所</u>
申込み方法	借入を希望される方は、借入申込書に必要書類を添付して商工会に提出してください。（申込書は商工会にあります。） ★ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">借入者</span> ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">商工会</span> ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">希望金融機関</span>
利子補給を 停止する場合	市外移転、廃業、延滞など、一定の要件に当てはまった場合、その後の利子補給は停止となります。

## 【問い合わせ】

借入等の詳細につきましては、うきは市商工会にお尋ね下さい。

◆うきは市商工会 浮羽本所 Tel 0943 - 77 - 2239

◆うきは市商工会 吉井支所 Tel 0943 - 75 - 3069